

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の  
様式を定める省令の一部を改正する省令案要旨

- 1 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二関係)
- 2 この省令は、平成30年4月1日から施行することとする。